

キャリーカート利用約款（準則）

東都埼玉カントリー倶楽部

第1章 総則

第1条（本約款の目的）

この約款は、本倶楽部の電磁誘導式キャリーカート（以下「キャリーカート」と称します）の利用に関する基準を定め、もって、施設利用者及び施設就業者等の安全、並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実を期することを目的とします。

第2条（本基準の遵守）

キャリーカートの発進と停止の操作（リモコン及びキャリーカート本体にあるスタートボタン、ブレーキレバーの操作）を行う者（以下「操作者」と称します）及び当該キャリーカートの同伴者（以下「同伴者」と称し、操作者及び同伴者を総称して「利用者」と称します）は、キャリーカート利用に関し、この約款を遵守する義務を負います。

なお、本倶楽部ではキャリーカート利用に際して、キャディ付プレーとセルフプレーを選択していただくことになっております。キャディ付プレーの場合には、キャリーカートの一切の操作はキャディが行いますので、全プレーヤーは同伴者の扱いとなります。また、セルフプレーの場合には、プレーヤー自身が操作者あるいは同伴者の扱いとなりますので、各々の約款上の扱いを十分に認識した上でこの約款を遵守してください。

第3条（操作等の制限）

キャリーカートは、ゴルフ場施設以外で利用操作することができません。また、このキャリーカートは、乗用ではありませんので絶対に乗車しないでください。

第2章 注意事項

第4条（係員の指示）

利用者は、キャリーカートの操作に際し、係員が指示した事項に関しては、その指示に従ってください。

第5条（安全操作義務）

操作者は、当該キャリーカートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないようにしてください。

第6条（走行場所）

- キャリーカートは、やむを得ない事情がある場合のほかは、原則として所定のキャリーカート用道路以外の場所で走行させないでください。
- やむを得ない事情によりキャリーカートを所定のキャリーカート用道路以外の場所で走行させる場合には、安全なラフ、フェアウェイを手動走行させてください。

第7条（操作上の注意）

操作者は、キャリーカートの操作に際しては、次の事項を遵守してください。

（1）操作開始の際の注意事項

- キャリーカートの操作の開始は、必ず係員の指示に従って行ってください。
- 操作の開始に際しては、必ずリモコン及びキャリーカート本体にあるスタートボタン、ブレーキレバーその他の装置が正常に作動することを確認してください。
- 発進は、必ずキャリーカート前後の安全を確認した上で行ってください。

（2）走行の際の注意事項

- キャリーカート用道路の走行に関し、走行方法等の標示（信号機、自動停止点、交差点注意等）があるときは、これに従って操作してください。
- キャリーカートの位置と前後の安全を確認しながら操作してください。

- キャリーカート用道路と管理用道路、及び進入路の交差点は十分注意してください。

（3）停止等の注意事項

- キャリーカートは、斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所には停止させないでください。
- キャリーカートを停止させるときに、フロントバンパーを蹴って停止させたり、障害物センサーの前に立って停止させることは絶対にしないでください。

第8条（同伴者の注意事項）

操作者以外（キャディ付プレーを選択した場合にはキャディ以外）の利用者は、キャリーカートの利用に際し、次の事項を遵守してください。

- キャリーカートの走行用装置（電源、スタートボタン、ブレーキレバー等）には一切手を触れないでください。
- キャリーカートの前後に立ったり、近づいて歩かないでください。
- 走行中のキャリーカートの前を歩いたり、直前を横切らないでください。
- キャリーカートは急停止する場合がありますので、すぐ後について歩かないでください。また、停車中のキャリーカートの後に立つときは、後続カートが来ますので注意してください。

第3章 その他

第9条（利用の中止等）

- 利用者に次の事由がある場合には、当該利用者につき操作を禁止し、キャリーカート利用を中止し、あるいは施設利用を中止していただくことがあります。
 - 操作者に操作技術がないことが判明したとき。
 - 利用者にこの約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき。
- 前項の事由にかかる他の利用者についても、前項の禁止ないし中止措置を取らせていただくことがあります。

第10条（事故の場合の責任等）

- 操作者がキャリーカートの操作に関し、故意又は過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設（キャリーカート、その他の施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故（以下「キャリーカート事故」という）を生じた場合には、被害者に対し、これにより生じた損害を賠償していただきます。
- 操作者以外の利用者が、故意又は過失により、キャリーカート事故を生じ、若しくはキャリーカート事故を誘発した場合には、当該キャリーカート事故の態様に応じ、操作者と連帯してあるいは単独にて、被害者に対し、これにより生じた損害を賠償していただきます。
- 操作者以外の利用者がキャリーカート事故の被害者となった場合において、当該利用者にこの約款に反する行為があった場合には、事情に従い、その損害賠償請求の全部又は一部について、過失相殺により免責されることがあります。

第11条（本約款の改定）

- この約款は、必要に応じ倶楽部理事会の承認を経て改定することがあります。
- この約款の改定は、1か月以上の予告期間において当倶楽部ホームページにより変更後の内容を掲載することによって公示します。
- この約款の改定の効力は、前項の公示を開始したときに生じます。